

長野県女性活躍推進会議構成団体の長様

長野県県民文化部人権・男女共同参画課長

令和4年度 働く女性のキャリア形成支援事業補助金の周知について（依頼）

平素より、男女共同参画社会づくりに深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
女性労働者本人のキャリアアップ及び管理職における女性のキャリア育成についての技術の習得等を図り、県内で働く女性の活躍を促進するため、下記のとおり県内の中小事業者が雇用する女性のキャリア形成を目的とする研修の参加に要する経費に対し、補助金を交付いたします。
つきましては、貴団体傘下の中小事業者等に本補助金を広く周知いただきたく、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 補助金の概要

(1) 名称

令和4年度 働く女性のキャリア形成支援事業補助金

(2) 補助対象者

県内に本社又は主たる事業所を有し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者

(3) 補助対象研修

女性労働者本人のキャリアアップ等に関する研修（令和5年2月28日までに研修が終了すること）

(4) 補助対象経費

次の①又は②のいずれか一方の経費（オフライン、オンラインを問いません）

①補助対象者に常時雇用される女性労働者が参加する補助対象研修で、次に掲げるもの

- ・受講料
- ・研修で使用する教材費

②補助対象者が、主として女性労働者が参加する補助対象研修を自らの事業所内等で企画・実施する場合の経費で次に掲げるもの

- ・研修講師に係る謝金及び交通費
- ・研修で使用する教材費

(5) 補助額等

補助額：補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）

上限額：研修1件につき30,000円（ただし、応募者の内、常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者で、補助金申請時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ているときは、研修1件につき40,000円）

交付決定数：1事業者につき研修2件まで

(6) 応募方法

- 研修が開始される日の1か月前までに、働く女性のキャリア形成支援事業補助金 交付申請書(様式第1号)及び必要書類を長野県県民文化部人権・男女共同参画課へ、電子メール又は郵送により提出。
- 補助金の交付決定前に研修の申込等を行うときは、事前着手届(様式第2号)を提出。

※本補助金に関する詳細は、「働く女性のキャリア形成支援事業補助金交付要綱」及び「令和4年度 働く女性のキャリア形成支援事業補助金 募集要綱」をご照覧ください。

2 その他

本補助金の募集に係るチラシを送付しますので、周知等にご活用ください。

人権・男女共同参画課

(課長) 平林 正枝 (担当) 豊田 華恵

所在地 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話 026-235-7102 (直通)

F A X 026-235-7389

E-mail n-danjo@pref.nagano.lg.jp